

吉田松陰における「忠誠」

唐 利 国

要 旨

吉田松陰は处于日本近代化過程起点の重要人物。解明其所發揮の歴史作用、成为吸引了众多研究者目光の課題。众多研究角度之一是考察其思想的内在变化、以求说明在传统社会中培养出来的吉田松陰何以能够成为日本社会近代转型的最早驱动力之一。战前日本の松陰研究、主要是强调其尊皇主义及其个人品质的卓越性。战后则主要是通过探讨其思想内在的近代性、来解释其历史作用的成因。其考虑问题的假定前提是、有助于日本近代化转型的思想、就一定具有某种近代性。而更为客观的研究方法是、在讨论其历史作用的成因之前、首先确定其思想发展所达到的历史阶段。本文主旨在于通过考察其忠诚观念、来探讨其思想的实际状况。

キーワード……吉田松陰 忠誠 一君万民

はじめに

吉田松陰は日本近代化の起点に立った人で、伝統的な日本社会から近代社会に転換する際に、重要な役割を演じた人物である。彼の思想を解明することは、日本近代化の過程をより深く理解するために、とても重要な課題である。

日本における戦前の松陰研究は、往々にしてその尊皇主義と優れた個人的な資質を強調することを通して、その歴史的な役割を説明していた（田中 1973；田中 2000；田中 2001、など論文を参照）。一方、戦後日本の松陰研究は、主にその思想が持つ近代性を考察することにより、その歴史的な役割を説明した。だから、吉田松陰の思想の近代性を高く評価する論文は、一般的に松陰の思想を天皇制イデオロギーとしての「一君万民」という思想、あるいはその原初形態としてとらえている。

このタイプの研究の先駆である丸山真男は、戦中に公表した論文において、松陰の安政 6（1859）年 4 月 7 日の「北山安世宛書簡」を引用して、次のように議論した。

松陰の悲痛な現状観察 日本への対外的自由独立を双肩に担ひうる者は、幕府にも諸侯にも公卿にも要するに一切の封建支配層のうちに見出しえないといふ認識 の赴くところは自ら、……現政治社会機構の擁護ではなく逆に「今の世界の一変」に一切の課題の解決を懸けることとなる。もとより松陰自身、さうした「世界の一変」が具体的に如何なるもので

あるかについて殆ど知るところなく、ただ来るべき一君万民への方向を漠然と予感しつつ、「四海皆王土。兆民仰太陽。帰朝君勿問。到处講尊攘」と詠じて静に断罪の地へ赴いた。ともあれ尊皇攘夷論はここに至ってその歴史的限界の許す限りの道程を歩み尽したといふ事が出来る(丸山 1952: 357)。

その後の研究者たちは大体このような視座から吉田松陰の思想を考えてきた。例えば、松本三之介は松陰を「天皇制的な正統性観念を明確化している点で先駆的思想家の位置を占める」と評価している(松本 1966)。また、井上勲は「吉田松陰が、彼の思想の中核となし、行動の格率としたものは、尊王論「一君万民」論であった」と言っている(井上 1971)。岡崎正道は「松陰の政治思想の本質を「一君万民論」という熟語で規定する見解は、従前よりすくなく」と総括していた(岡崎 1999-2001)。

桐原健真の議論は、ちょっと新しい視点からなされている。彼は、「松陰における「忠誠」の転回を、むしろ藩主を絶対的な「忠誠」の対象とすることから始まったと考え、松陰によるこの藩主絶対化の過程こそ、「家国」によって表現される既存の秩序を超克する過程であったことを明らかにすることを目的とする」と言い、また松陰の「君恩」の「全人民性はいわゆる「一君万民」の論理を導く」と判断した(桐原 2001)。別の論文で、松陰の天皇に対する「忠誠」を分析して、「現実の秩序である幕藩体制それ自体こそが天皇の存在を したがってそれは日本の独立を 阻害していると看做すようになり、来るべき近代日本を切り開く力強い思想の一つを形成していったのである」と結論付けた(桐原 2002)。

この考え方には、おそらく日本の近代化に役に立った思想は、その内に必ずある程度の近代性を持っているという前提があると認められる。例えば、桐原は、「本稿も基本的には、橋川氏同様、松陰の内に近世から近代への移行期における「忠誠」対象の転回の一典型を見出す立場に位置する」と書いている(桐原 2001)。松陰がその転回の典型に位置づけなければならない理由は自明のようで、あえて述べられていない。しかし、松陰における「忠誠」とはどのような忠誠だったのか。あくまでも幕藩体制の内部で生まれ育っていた松陰は、本当にこのような近代的な思想を形成できたのか、疑問である。そこで小文では、松陰の「忠誠」観念に即して、幕末における彼の思想的な展開の限界を考察することにしたい。

1 亡命以前

吉田松陰の短い生涯のなかで、嘉永 4 (1851) 年に藩邸から亡命するという事件は、研究者たちから注目されている。松陰の「忠誠」に、ある種の「転換」が起こったと主張する研究者たちは、ほとんどこの事件までの松陰の「忠誠」観念を、忠誠の転換の出発点とみなしている。例えば、桐原健真は、その亡命行為を起こした前提としての忠誠観念を、「現前する主君よりも歴史的に形成された全体性としての「家国」を重視する」という「近世家臣団にける共通理解」

としてとらえた(桐原 2001)。ここでふれておきたいのは、長富優の説である。彼は「封建的忠誠意識は、伝統的な主従の恩義関係といった極めてパーソナルなものをその中核とした」と指摘している(長富 1973)。近世武士の忠誠が主として形式的・観念的な忠誠で、感情的・個人的な結合ではないという説が、今の学界の通説であるので、長富の説は、少し、古いかも知れない。

しかし、たとえこの頃松陰の忠誠が確かに桐原の言ったように「家国」を対象とする忠誠であっても、松陰の藩主に対する個人的な報恩意識もすでに形成されていた。嘉永元(1848)年9月に書いた文章は次の通りである。

天保甲辰(天保 15<1844>年)廷試、矩方以特旨講《孫子・虚実篇》。公嘉称、褒賜以《七書直解》全部十四册、所以深激励愚頑也。矩方生質魯鈍、素無才性、而当時甫成童、未少有学力、未少有知識、唯有諸老宿師在、叨中斯選耳。故朋友親戚、間有艶稱為榮者、無堪惶愧。爾来五稔之年、荏苒逝矣。成何功而修何業?所以報前日之恩賜果何事?無一可言者焉。為矩方者其心何如?憂之無他、如古人而已。自古志士仁人、感恩函報、往往尽一身之力、而繼之以死。亦唯当歷精竭力、日夜無懈、孜孜家業、以死争之耳。則質雖魯、性雖鈍、豈不可報其万一哉。若夫徇徇焉混世俗、嘗嘗乎趨名利、唯負明主激励之意、而身不免于踴戮而已哉。所以負諸老宿師亦深矣(「書燼余『七書直解』後」、『未忍焚稿』、一~271。なお、「一~271」は『吉田松陰全集』第一巻 271 頁を意味する)。

少年時代の松陰は優れた才能を持っていて、藩主に大変賞賛された。この御恩に報ずるために、命をかけて功業を成そうと決意したのである。桐原は、松陰が亡命のために削籍されて始めて藩主に対する個人的な忠誠を奉げようとすると考えているので、たぶんこの点を看過したのだろう。現前の主君と藩国を区別するのは、松陰の思惟様式ではない。また、ここで、忠誠を尽すために個人的な功業が必要だという松陰の意識にも注意しなければならない。自己に対して高い期待を抱いているエリート意識は、松陰の激しい「忠誠」の実践を理解するための手がかりとなる。それに、弘化 2(1845)年、吉田松陰は自分の忠誠に対する理解を次のように述べていた。

忠之道、非承順、非趨走、惟中心而已矣。曰、中心何也。曰、以実而不以功名之謂也。縱令功名雖高大、不以実、亦不可為忠也。故君子和而不同、昔之忠臣皆然。……孟子曰：“責難于君謂之恭、陳善閉邪謂之敬。”蓋恭敬忠之大者也(「対人問忠」、『未忍焚稿』、一~257)。

ここで、松陰は動機の純粹さを強調した。主君の命令に違反したり、主君のよくないところを糾したりする行為は忠誠行為であると弁明した。忠誠の対象は主君であるが、忠誠の方法は自分の考えを強く尊重している。これは、松陰の忠誠観念が内包している積極的な契機である。自分の私利を抹殺したことによって、自分の意見を強く主張する行為に正当化できる。16歳の松陰は、西洋の脅威をほとんど知らなかった。学問についても山鹿流の兵学以外では一般的な儒学教養を受けたに過ぎなかった。この頃の松陰の忠誠観念は、理論的な知識として、珍しい

ものではない。笠谷和比古の分析によれば、このような忠誠観念はもともと封建社会の理想だった(笠谷 1988; 笠谷 1997; 笠谷 2002)。しかし、穏やかな暮らしに慣れた武士たちは、元和以来二百年の太平を経た十九世紀前半において、ようやくその通念としての理想を実践できないようになっていた。それに対し松陰の個人的な特徴は、その実践性にあった。この実践性は、彼の個人的な気質のほか、エリート意識と積極的な忠誠意識から説明できるのである。16歳の松陰は、すでに後の脱藩とか密航とか一連の過激な行動の論理をはっきり説明していた。丸山真男が強調した吉田松陰の「忠義の逆焰」という逆説は、あくまでも封建秩序の倫理理想を徹底的に実践する決意から生まれたものである。

2 亡命

嘉永4(1851)年、江戸遊学中の松陰は東北旅行を計画した。書類処理上の遅滞により、ついに過書を得ることなく江戸藩邸を亡命してしまった。松陰のこの行為の動機について、様々な議論がある。鹿野政直は「松陰の誠実な忠誠心は、藩の閉鎖性という幕藩体制の秩序を事実において破ってゆくこととなる」と述べた(鹿野 1959)。長富優は、松陰が江戸での遊学活動によって、「藩的セクショナリズムから徐々に解放されつつあった」ので、ついにそういうふうな決断したと指摘した(長富 1973)。桐原健真は「この時期の松陰にとっての「忠誠」とは、第一義的に、現前する「君親」よりも、ア・プリオリに存在する「家国」を指向するものであった」と論評した(桐原 2001)。

この時の事情について、松陰は『東北遊日記』中の嘉永4(1851)年12月14日の記事で、次のように書き送っている。

前数日、過書之事起。藩人來原良藏曰：「勿憂、吾論諸大夫、子以必行定志。」乃謂二子(即ち宮部鼎藏と江幡五郎とのことを指す)曰：「決無不可行之理。」余服良藏之果斷、心竊自誓曰：「官若不允、吾必亡命矣。于是遲疑、人必曰長州人優柔不斷、是辱國家也。亡命者、雖如負國家、而其罪止一身、比之辱國家、得失何如歟。」既而良藏謂之大夫。大夫曰：「且与參政議。」參政曰：「無過書而越境、万一有事、不得確乎稱松平大膳大夫臣吉田大次郎、口未開而胆先餒矣。安保不辱國体乎？此事縱令有千百故事、非仰公裁、決不可擅斷。」大夫無如其論確而志堅、遂以事首國。而余則行自誓、非不顧負國家、誠丈夫一諾不可忽也。夫大丈夫出外、一言可以榮國、又可以辱國、國家榮辱之所係、豈區區一身故哉？(七~209 210)

「丈夫一諾」が個人的なことなのに、東北行の約束を破れば、「長州人は優柔不斷」といわれ、「國家を辱む」ことになるから、松陰は亡命しようと決断した。松陰が強調しているのは、やはり藩意識である。長富の理解は、ずれているようである。

それに、ここで示されているように、松陰の脱藩行為はまず良藏から支持された。そこで大夫は參政と相談したが、しかし參政は強く反対した。大夫は、そのことを藩に報告した。その

参政の反対は、ただ藩の名誉を配慮するにとどまっていた。松陰が脱藩した後、良蔵がその責任を負ったので、彼は藩政府から追捕されることがなかった（『東北遊日記』、嘉永4（1851）年12月24日、七～214）。松陰の遊歴を事実上許したといえよう。松陰は遊歴が終わると、嘉永5（1852）年4月10日藩邸に自首して待罪書を呈出した。あくまでも法令を守ったといえる。これらの事情からみれば、鹿野のいういわゆる藩の閉鎖性を破ったという指摘は、ちょっと言いすぎかもしれない。

この日記には、国家のことにしか言及していないが、家書には君親のことについて、「假令今日負君親、後決不負國與家。雖君非燕惠、親非薛某、樂毅薛包之為耳」とある（「兄杉梅太郎に贈る」嘉永4（1851）年12月12日、五～109）。松陰の論理から見れば、実はこの「家国」と「君親」とを区別していなかった。たとえ今は主君や父母にそむいても、他日決して国と家とにそむかないことで主君や父母の許しを得ようと思っている。今日の行為は主君と父母との今の意思に違反したが、長い眼で見れば、「非不顧君親」と述べているように、決して主君と父母とを顧みないことではない。ここで国と家の価値は、現前する主君や父母の個人的な考えよりももちろん重要だったが、国と家のための行動であるから、おそかれはやかれ、かならず君親の諒解をもらえるのであり、実は君親を背くとは言えないという信念があった。

だから松陰は、家国を君親と同一視し、「家国」の名誉を配慮して決めた行為こそ、主君への忠誠と父母への孝行であるとした。脱藩行為も君親の長期の利益のためだったといえよう。そのような自信を背景として、松陰は、『東北遊日記』の後序の中に、「壬子十二月八日、削籍奪祿、賦此示諸友：士窮見節義、世乱識忠臣。二語吾常愛、服膺書諸紳」と書いて、みずからを忠臣と自負した（七～266）。

鹿野政直は「藩にたいする徹底した忠誠観念=鞏固な藩意識は、外観上ではかえって藩にたいする不忠を招来したのであった」といった（鹿野 1969：84）。これもやはり現代人の立場から見るところであろう。松陰の同時代の人々は、必ず彼の行為が不忠になると評価しなかったであろう。近世武家社会において、法令の規定と道徳の原則とはある程度離れていた。法令を犯したが、かえって忠義になる例として、一番有名なのは赤穂浪士であろう。まず法令を破って忠誠の義務を尽し、その後、幕府に自首して、処罰をうけて、法令の權威を守った。松陰の行動様式にも同じ構造が見えるのである。

亡命事件により、嘉永5（1852）年12月9日に「御家人召放」の処分を受けたのち、諸国を遊学に行っていた。この遊学は、長州藩主毛利敬親による内諭があったと言われた。ということからみると、やはり亡命行為は法令を犯したが、忠誠ではないとは思われなかった。すなわち、松陰が予想したとおり、君親から、許しをもらった。だから、脱藩行為は少なくとも、松陰にとって、そんなに嚴重なことではなかったといえよう。形式的な処罰を受けなければならなかったが、そのために藩主から嫌われることにはならなかった。松陰はほぼ同じ原則にしたがって、次の密航計画を企てた。

3 密航

遊学していた松陰は、嘉永6(1853)年6月1日に江戸に入った。6月3日、ペリーが浦賀に来航した。翌4日、松陰はこのことを道家竜助に知らせた。この時の松陰は、もう藩士の資格を失っていたにもかかわらず「将及私言」を始めとして数本の上書を提出した。桐原は「将及私言」の内容を分析して、「ここに松陰が「忠誠」対象はかつての「家国」から「主君」へとシフトしつつあったことを指摘できよう」と言った。なぜならば、その上書は対象を藩主毛利敬親に想定し、すべての提言が藩主親政に関するものだったからだと言った(桐原 2001)。しかし、松陰の意見書からみれば、藩主親政はただ政治革新の手段として提起したものであったから、これは忠誠対象の移行とは言えないと思う。松陰はこの「将及私言」を提出した動機を次のように述べている。

父祖累代国家の御厚恩を蒙り奉りたる事に御座候へば、仮令当時御家人召放たる候とも、責は一ニヶ条なりとも御為筋に相成るべき儀申出で度き存念にて、「将及私言」一冊を撰述仕り候。(一~564)

「父祖累代国家の御厚恩」とは、単なる現前する主君のことではなく、藩国のことを指している。現前する主君からもらった恩賞によってももちろん報恩意識は強められるものの、このような藩意識はあくまでも松陰の行動の基本的な動機である。

井上勲は後の密航について、松陰の動機は「天皇への忠誠が他のいかなる忠誠よりも優先するのである。ここに「一君万民」論は、幕藩的支配体制への敵対思想としての全貌を現わすに至る」とのべた(井上 1971:93)。これは過大評価だろう。確かに、松陰は「上は皇朝の御為、下は藩主の為にもなるべく」と述べた(『野山獄来翰節略』、『回顧録』、七~405)が、ここで提起した皇朝はほんのスローガンにすぎない。真の忠誠対象は依然として藩主である。だから、後に松陰がこの事件について書いた『書爰書後』には、天皇とか皇朝のような言葉が出てこない。「当非常之罪、蒙非常之恩、思非常之報、遂逼出航海之拳」(九~488)といったように、ただ藩主のことに言及していた。

前述のように、この密航の行為も、法令を犯したが、不忠にはならなかった。幕府の処罰も松陰が予想した死罪よりかなり寛大だったし、野山獄に入った後も藩政府から優遇され、やがて監獄を出て杉家の幽室に移った。同時代の人々も、このような行為について「彼雖冒禁、而其志之忠概、乃可嘉」(二~230)とか、「律曰、殺人者死、而孝子報仇者、不顧」(口羽通琦希魏「跋金子重輔行状後」、『冤魂慰草』、二~231)などと、評価していた。

4 読書・講義・著作

吉田松陰は安政元(1854)年3月に密航に失敗してから、安政5(1858)年の政治変化まで、

監獄あるいは幽室にこもって読書・講義・著作に没頭した。この時期もっとも注目されているのは、いわゆる松陰の国体論である。それを集中的に表現した著作は、もちろんその有名な『講孟余話』である。この本をめぐる吉田松陰と山県太華の論争も、様々な立場から研究者たちによって分析されている。

奈良本辰也は、『講孟余話』が「わが国の国体に対する絶対的な信念を打ち立てるのである」と評価し（奈良本 1971：172）また、吉田松陰が「当時の日本が置かれていた危機的状况を克服する手段として、あえて自分の立場を非合理主義に徹せしめた」と議論した（奈良本 1971：174）。井上勲は『講孟余話』の天皇観について、「天皇の絶対的の神聖化は、日本に超幕藩体制の忠誠対象が出現したことを意味し、天皇の政治的人格化は、天皇が武士の能動的忠誠対象となる道を開くことになったわけである」と述べた（井上勲 1971：91）。本郷隆盛は、吉田松陰と山県太華の論争を分析して、「非合理的の神話を『信奉』した松陰が、幕末の時代精神を体現」していたと指摘した（本郷 1981：341）。

これらの研究者たちは、『講孟余話』の字面の意味を深く分析した。吉田松陰自身は天皇に対してどのような意識を持っていたかを検討するために、次の文章を分析しよう。

有因憂天朝遂憤夷狄者，有因憤夷狄遂憂天朝者。余幼奉家学，講兵法，知夷狄国患之不可不慎。而後遍考夷狄之所以横，知国家之所以衰，遂知天朝之深憂，非一朝一夕故。然其孰本孰末，未能自信。向八月間，為一友啓発，矍然始悟，従前憂天朝，並為憤夷狄起見，本末既錯，非真憂天朝也。（「又読七則」安政3（1856）年11月23日、『丙辰幽室文稿』、三～57）

ここで、松陰は自分の思想の展開をかえりみた。安政3（1856）年8月前に、尊皇をただ攘夷の手段として取り上げたと認めた。『講孟余話』は安政2年の作品だから、激しく国体を強調して天皇を神聖化したのは、実は吉田松陰の眞の所信であったとはいえない。その非合理性の表現は、文学的な修辞法にすぎなかった。松陰の国体論は攘夷の合理的な手段として提起されたといえよう。それに、この攘夷の重要性は家学の修習から得たもので、藩国に対する義務として認識されていたのである。いわゆる「異賊防御手当は邦国第一の急務」（「水陸戦略」、嘉永2（1849）年3月、『上書』、一～529）であった。この頃松陰の忠誠観念は次に述べられているように藩士の忠誠だった。

僕は毛利家の臣なり、故に日夜毛利に奉公することを練磨するなり。毛利家は天子の臣なり、故に日夜天子に奉公するなり。吾等国主に忠勤するは即天子に忠勤するなり。然共六百年來我主の忠勤を天子へ竭さざること多し、實に大罪をは自ら知れり。我主六百年來の忠勤を今日に償わせ度こと本意なり（「黙霖と往復」安政3（1856）年8月某日、五～410）。

ここで、松陰が明らかにしたのは、天子は藩主より高い価値があり、国主の忠誠対象であるのに、藩臣が国主を超えて天子に直接的な忠誠を奉げることにはできない。むしろ、国主を助けて天子に奉公するのは、藩臣にとって藩主に奉公する手段にすぎなかった。天皇を絶対的に神

聖化させたにもかかわらず、松陰の自己意識は依然として毛利家の臣なのである。この頃松陰の忠誠観念は、主君にたいする忠誠を核心とした階層的な忠誠であった。「一君万民」とは全然異なり、むしろ水戸学の大義名分とはほぼ同じものだった。

だが、安政3(1856)年8月以後、いわゆる思想転換を経るなかで、松陰の忠誠観念はどうなったのであろうか。次にこの問題を松陰の直接行動論に即して考えてみよう。

5 直接行動論

安政5(1858)年は、『日米修好通商条約』の調印をめぐって、政治情勢が激しく動いた年である。吉田松陰も、いわゆる「直接行動」の段階に入ったので、思想が急進化し、五つの政治行動に着手した。まず、水野土佐守中央の暗殺策であり、続いて、大原三位重徳の長門下向策と伏見の獄の破毀策である。この三つの計画はすべて実行しないままに終わった。

その四は老中間部詮勝の要撃策である。間部詮勝は越前鯖江藩藩主で、条約調印と將軍継嗣などの問題について、大老井伊直弼を支持していた。その時、京都の志士を捕える任にあった。松陰は、彼を殺して勤王の魁の地位を占めようと主張した。その動機について、松陰は次のように述べた。

頃忽得江戸之報，尾、水、越、薩將襲誅彦根大老，頑儿聞之，距躍三百。曰：神州正氣遂未消蝕也。政府之議，固当合縦四家，鎮邪邪氣也。然儿犹有憾焉。事出于四家，吾因人成功，不免公等碌碌之数也。是以儿私不自量，糾合同志，神速上京，獲間部之首，貫諸竿頭。上以表吾公勤王之衷，且振江家名門之声，下以發天下士民之公憤，而為拳旗趨闕之首魁(「上家大人玉叔父家大兄書」安政5(1858)年11月6日、『戊午幽室文稿』、四～63)。

松陰がこの急進的な計画を図った動機は、他の藩との競争のなかで、長州藩を勤王のリーダーにしたいということである。勤皇を旗として高く上げているが、第一番目の目的は長州藩主の勤王意思を表明し、毛利家の名声を上げたいと考えていることである。しかし、周布政之助は、松陰の計画が無謀だと思って、11月29日、藩主に請って松陰を野山獄に閉じ込めてしまった。

その五は伏見の要駕策である。藩主毛利敬親は、安政6(1859)年3月、恒例によって参勤する。松陰は違勅の將軍に参勤すべきでないと主張していた。しかし、藩主の参勤が決まった。それで、大原重徳らは、伏見で長州藩主を待ち、京都に伴って大事をあげようとする計画を立てていた。松陰はこの計画に賛成して、門弟を伏見に派遣して助力しようとした。入江杉蔵と野村和作以外は賛成したが、松陰の友人と門弟たちはすべてこの考えに反対した。ついにこの計画も実行に移されなかった。

この件に関して、松陰は様々な議論をしている。安政6(1859)年1月24日、松陰は絶食すると決意した後の玉木文之進宛の手紙の中に、「今也以尊攘為迂謬，以忠孝為陳腐，侄犹忍之。

伏水之事，則君身之安危係焉，君家之榮辱關焉。君危而臣安，君辱而臣榮，何以為情焉？」と書いていた（『己未文稿』、四～289）。ここで明白なのは、松陰にとって主君の安全あるいは主君の家の名誉は尊皇攘夷より重要な価値を持つことである。2月7日、松陰は「要駕策主意上」を書いた。ここで「朝旨不必言，幕謀不必言，吾公則尊攘之人也，吾公已有志于尊攘，凡為臣子者，故当順承之不暇」（『己未文稿』、四～343）と述べているように、長州藩臣にとって、朝廷と幕府の意思より、長州藩主の志が一番重要である。松陰は、福原又四郎に返事した3月8日付の手紙の中で、長州藩臣にとって主君に対する忠誠が尊皇攘夷より大切だという意見を次のように述べた。

諸友之于尊攘，時勢可為則為之，不可為則不為，其以仆為狂為愚，万万的当矣。仆亦不深尤之也。至于要駕策，長門臣子，实有不忍不為者。坐視君公入不義，而不以死救之，雖甚不可為，抑臣子之情哉（『己未文稿』、四～320）。

松陰にとっては、諸友が尊皇攘夷の件について時勢にしたがって行うのはよくないけれども、また許せる。しかし主君が不義に入ることに對しては、妥協の余地はない。それに、長州藩の名誉も同じように重要なことである。安政6（1859）年3月27日、松陰は野村和作を激励するために、「況平嶋父子，大高，佐倉，松井，及備中諸人，交議此事，而吾藩無一人往与会焉者，非有足下兄弟，天下其謂長藩何？」と述べた（「与和作」、『己未文稿』、四～332）。

藩臣としての松陰は、どんなに尊皇であっても、主君に対する忠誠の方が第一位の義務だった。本郷隆盛は幕末の志士の忠誠観は、「天皇への忠と藩主への忠をほとんど同一の線上にとらえていることのほうが多いのであり、これは松陰の場合にもまったく同様なのである」と主張した（本郷 1981：369）が、これは理想的な状態にすぎない。この伏見要駕策をめぐる論争していたとき、松陰は「義卿（吉田松陰の字）尊攘，不顧君國」と批判され、「亡邸入海以來，至近勤王諸策，雖過激矣，雖過憤矣，吾之心赤，一毫不負吾公」と自弁しなければならなかった（「知己難言」安政6（1859）年5月2日、『己未文稿』、四～361）。松陰は主觀的に藩主への「忠」を最後まで堅持し続けていたのであって、天皇という新しい「忠誠」対象へ移行したとは言えなかった。松陰は、「神州不尊，被左不攘，則顧君一諒，其諒安在？其顧安在？」（同前）と語っていたように、あくまでも尊皇攘夷を、主君の諒解を求めるための唯一の手段とみなしていた。

だからこそ、松陰にとって尊皇攘夷は、やはり主君に対する忠誠と比べると、下位の価値であった。松陰は最期までこのような忠誠意識を持っていた。ようやく自分が死刑を受けると意識した後、松陰は次のように総括した。

吾甲寅之拳，自分万死，不凶幕府寬貸，以得不死，是今日宜為幕府死，一也。甲寅後，幽囚在国，而吾公眷顧不衰，是今日宜為吾公死，二也。加之聖天子宵衣旰食，軫念夷事，去年来之事，豈普率之所宜旁觀坐視哉。是今日宜為天子死，三也（「与諸友」安政6（1859）年10月20日頃、六～408）。

ここでは幕府 主君 天皇の順番で自分の死の意味を述べている。幕府が松陰の価値観のなかではそんなに大切ではないが、ここで第一位に置かれているのは幕府の判決をうけるからであろう。やはり主君の御恩は天皇のことよりもっと直接的な感情を起こすのである。

この時期に形成してきたいわゆる吉田松陰の「草莽論」について、簡単に説明しておきたい。研究者たちは往々に松陰の「草莽論」を、幕藩制度に対する一番厳しい批判として把握する。丸山真男は「最初討幕の実行的主体を反幕の諸侯に期待した彼(吉田松陰)はやがて、「当今二百六十諸侯、大抵膏粱子弟にて天下国家の事務に迂濶にして、殊に身家を顧み時勢に媚諛」(時勢論)するのみなるを見て、それを「草莽の志士」乃至「天下の浪人」に求めるに至った」と評価した(丸山 1952: 356)。丸山以来、松陰の草莽論は幕藩社会の身分的な階層をある程度で否定する思想とみなされることが一般的であった。例えば、相良亨は、「松陰は幕府や藩を否定したのではなく括弧に入れたのにすぎない。彼は徳川や、特に藩主の恩を感じる心を十分にもっていた。しかし、彼は日本全体の安否を思う時、上下の分にこだわりつづけることは出来なかった」と評価した(相良 1968: 160)。だが、松陰の次の議論に注意しなければ、草莽論を提起した動機を正しくとらえられないだろう。

吾更論之，方今天子聖明，輔以青蓮王及賢公卿，是千秋之稀遇也。然朝廷亦已有庸鈍無耻之人，暗為墨夷之内応，是天朝亦艱難矣。幕府雖壞，宗親猶有尾水越橋之賢，天下仰之。是雖幕府，未必無正人君子。且以吾藩言之，上已有明君，下安無賢佐。要之天下有一君子，衆小人拘之，有一正人，衆邪人抑之。上自天朝，下至幕府列藩，無不皆然，以若天下，望興隆，謀恢復，猶待河清耳。是以非草莽崛起，何以取快。然有聖天子，有賢諸侯，草莽士何遽自取。況吾藩之士，親知吾公之明者，最不可草莽是從也固矣。唯其假草莽之力，除小人，去邪人，使正人君子得其所焉。是為善報神州，是為善酬吾藩也(「要駕策主意上」安政6(1859)年2月7日、『己未文稿』、四~344-345)。

松陰はもともと草莽の力を利用して幕藩秩序を維持するつもりだったのである。

おわりに

吉田松陰は日本の近代化の起点に立った人ではあるが、彼自身はその歴史的な意味を意識していたとはいえない。松陰はただ自分の信ずる理想的な封建倫理を徹底的に実践していたのである。彼のさまざまな逸脱した行為は、必ずしも近代へとつながる傾向にあるものとは言えない。すくなくとも、彼の忠誠観念はあくまでも前近代的なものである。彼が強く主張した国体論は、攘夷の手段であり、藩主への忠誠を尽す手段であったに過ぎない。彼の草莽論も理想的な封建秩序を維持する手段であった。近代日本の「一君万民」観念につながる考え方は、松陰には採ることは出来なかった。もし、日本の歴史が松陰の予想通りに進んでいけば、結局新しい幕藩制度を再建することになった。その変化は、長州藩が主導する新しい幕府を建てること

にすぎない。日本の歴史の流れは、開国によってあたらしい方向に移行しつつあったが、松陰は開国後まもなく殺されてしまったので、この新しい歴史変化を見るチャンスは無かった。

<参考文献>

- 井上勲 1971、「ネーションの形成」、橋川文三、松本三之介編『近代日本思想史大係 3 近代日本政治思想史』、第1部の。
- 岡崎正道 1999-2001、「吉田松陰の思想(1-4)」、*Artes liberales* 65(1999.12)、66(2000.06)、68(2001.06)、69(2001.12)。
- 笠谷和比古 1988、『主君「押込」の構造—近世大名と家臣団—』、平凡社。
- 笠谷和比古 1997、『士の思想—日本型組織と個人の自立—』、岩波書店。
- 笠谷和比古 2002、『武士道の思想—日本型組織と個人の自立—』、日本放送出版協会。
- 桐原健真 2001、「吉田松陰における「忠誠」の転回—幕末維新期における「家国」秩序の超克—』、『日本思想史研究』33。
- 桐原健真 2002、「吉田松陰における「転回」 水戸学から国学へ 』、『歴史』98。
- 相良亨 1968、『武士道』、塙書房。
- 鹿野政直 1959、「吉田松陰』、『講座・現代倫理 11 転換期の倫理思想(日本)』所収、筑摩書房。
- 鹿野政直 1969、『資本主義形成期の秩序意識』、筑摩書房。
- 長富優 1973、「吉田松陰の忠誠論』、『駒沢史学』20。
- 奈良本辰也 1971、『武士道の系譜』、中央公論社。
- 田中彰 1973、「吉田松陰像の変遷』、『日本の名著 31 吉田松陰』所収、中央公論社。
- 田中彰 2000、「変革期の人物研究 吉田松陰の復権 』、『中央公論』、115(2)(1388)。
- 田中彰 2001、『吉田松陰 変転する人物像 』、中央公論新社。
- 本郷隆盛 1981、「幕末思想論—吉田松陰を中心として 』、本郷隆盛、深谷克己編：『講座日本近世史 9 近世思想論』所収、有斐閣。
- 松本三之介 1966、「近代思想の萌芽』、松本三之介編：『現代思想体係 1 近代思想の萌芽』所収、筑摩書房。
- 丸山真男 1952、「国民主義の「前期的」形成』、『日本政治思想史研究』所収、東京大学出版会。
- 山口県教育会編 1940、『吉田松陰全集』(全十巻)、岩波書店。

主指導教員(芳井研一教授)、副指導教員(内藤俊彦教授)